

# 社会福祉法人照敬会理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員 に対する報酬及び費用弁償費規程

## ( 趣 旨 )

第1条 社会福祉法人照敬会理事、監事、評議員、評議員解任・選任委員(以下「役員」という。)の報酬及び費用弁償費並びにその支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

## ( 報酬の額 )

第2条 役員の報酬(以下「報酬」という。)の額は、勤務1回につき5,000円とする。但し、上記の金額は、源泉徴収税額表の乙欄により徴収した税額を控除した手取額とする。

## ( 職員である者の特例 )

第3条 役員でかつ社会福祉法人照敬会職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

## ( 費用弁償 )

第4条 役員が業務を行なうため県外に旅行したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、実費をもって弁償する。

## ( 旅行命令 )

第5条 役員の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

## ( 準用規程 )

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員の報酬及び費用弁償の支給方法については、ケアハウスゆいの家職員の例による。

## 附則

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

この規程は、平成30年6月27日から施行する。